

労働の安全衛生

方針

グループ安全衛生方針は、「グループ経営方針」の基本方針である「健康で安全な職場をつくり、『ゼロ災害』を達成する」に基づき次のように策定しています。

「安全と健康がすべてに優先する」

- 心身共に健康で、毎日が無く、安心し、仕事にやりがいを感じる事を原点とする。
- 作業環境改善の継続と、お互いの気遣いで基本(行動)を徹底しあう。
- 全従業員が主役となって、「健康で安全な職場づくり」と「ゼロ災害」をめざす。

体制

安全衛生管理の最高決定機関は「グループ安全衛生委員会」です。当社社長が委員長となり、主要会社社長、および労働組合代表などの労使トップが集まって毎年2月に開催し、当年度の活動実績の確認、それに基づく翌年度のグループ安全衛生方針の決定、グループ安全衛生規則の改廃などを行っています。

また、各社各事業所には労働安全衛生法に定められた「安全衛生委員会」が設置されています。事業所ごとの安全衛生委員会との連携を図るために、以下2つの会議体を設けています。

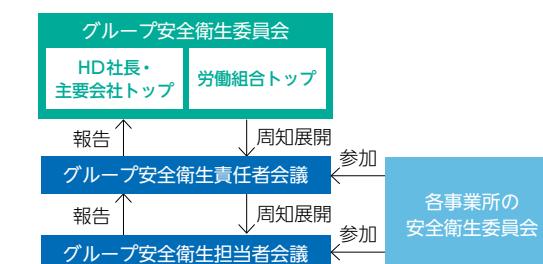
●グループ安全衛生責任者会議

主なメンバーは事業所の安全衛生委員会の委員長である事業所長・工場長で構成され、「グループ安全衛生委員会」で決定した方針の周知と展開を行っています。

●グループ安全衛生担当者会議

主なメンバーは事業所の安全衛生委員会の事務局(長)である各事業所の安全衛生担当者で構成され、年4回開催しており、事業所での運用確認や情報共有を行っています。

安全衛生管理体制



マテリアリティ目標・実績

KPI	2023年実績	2024年実績	2030年目標
国内休業災害件数	15件	15件	0件

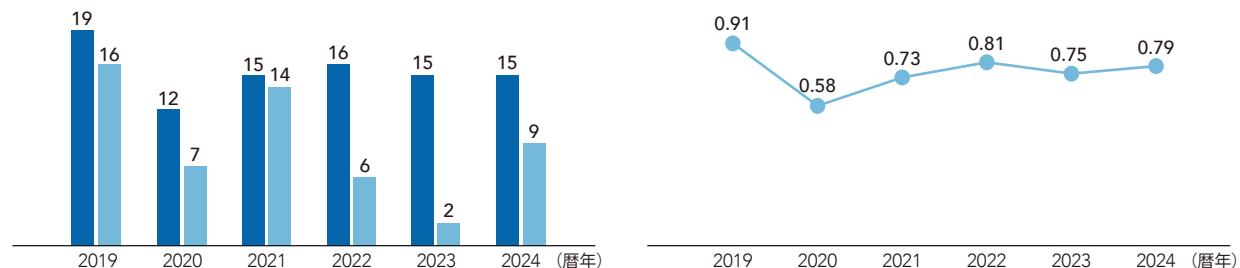
労働災害発生の状況

休業災害件数

■国内 ■海外

休業災害度数率

(件)



休業災害が減らない要因は、過去の発生事案の多くが「定常作業であるが、リスクアセスメントが未実施」であることと、「非定常作業」で発生していることがあります。そのため2024年度安全衛生活動方針、安全衛生活動計画にて、これらをターゲットに対策を進めていますが、残念ながら減少には至っていません。

労働の安全衛生

計画・実績・評価

「グループ安全衛生方針」を実現するために、右の安全衛生活動方針を定め、そこから具体的な安全衛生活動計画を策定し、計画的に進めています。

安全衛生活動方針

1. リスク低減活動(チームで改善)
2. 不安全行動撲滅・人財育成(自らが考える)
3. 安全レベル向上(一緒に考える)

2024年度 安衛生活動計画

施策	実施項目	実績	評価
1. 挟まれ・巻き込まれ対策	・挟まれ・巻き込まれリスク改善	改善進捗率83%	△
	・安全担当者チームの安全点検活動	6チームで各2事業所の現地確認	○
	・安全担当者会議充実	年4回実施	○
	・災害情報共有(月報)	臨機に注意喚起実施	○
2. ルールを守るための対策	・安全担当者による討議と実行	安全担当者会議でまとめ、報告	○
	・法令勉強会	年4回実施	○
3. 災害現地確認・重点支援	・休業災害発生事業所の現地確認	15件確認実施	○
	・重大災害の現地確認	4件確認実施	○
	・事業所の重点支援	2事業所へ支援実施	○

活動としては、全項目とも実績を上げることができました。しかしながら、休業災害の低減には至らなかったため、2025年度は活動を継続し、さらに深めることで災害防止を目指します。

2024年度の取組み

安全担当者チームの安全点検活動

グループ各社各事業所の安全担当者約70名を6チームに編成して、各チーム内の複数事業所の安全点検を行う活動を実施しています。対象事業所の災害現場における、作業標準書・リスクアセスメントを確認しました。足りないところは指導助言により改善を進めています。参加者もこの活動を通してレベルアップし、自事業所への好事例を展開することでグループ全体の災害の低減を図りました。

安全担当者会議充実、安全担当者による討議と実行

グループ安全担当者会議は年4回実施しています。すべて現場を持つ事業所で開催し、安全担当者が現場確認など開催事業所の現状を見ること、担当者間の情報共有、理解促進などを進めています。

さらに、会議の中で毎回6チーム別に討議を行っています。各チームが、作業標準書とリスクアセスメントへの取組みについてとりまとめました。また、安全担当者や管理監督者が率先して、「安全行動目標」を立案し、現場従業員に自らの背中を見せてルールを守る意識を高める活動も進めました。

法令勉強会

安全衛生の分野において、法令違反を起こさないよう、法令の理解を深めるため、2022年度から「安全法令研修」を始めました。基幹となる労働安全衛生法、労働安全衛生規則の解説から始めて、2024年度は、法改正が進んだ化学物質関連を2回実施しています。ヒヤリハットの報告件数が多く、被災すると重篤度が高くなるフォークリフト関連を2回実施しています。延べ13回実施、約1,800名が受講するなど活況を呈しています。

災害発生事業所の現地確認・再発防止

労働災害が発生すると、まずははじめに発生事業所の安全衛生責任者を含む担当者、関係者が原因究明を行ったのちに再発防止対策を検討、実行します。一番現場のことがわかるメンバーが対策を考え、実行することでしっかりと対策となりますが、他方、慣れによる見落とし、思い込みなどが起こる可能性があります。また、普段から同じ事業所で仕事をしている者同士でもあり、お互いの立場を気づかたり、厳しい対策を躊躇したりすることが起こる懸念もあります。

このため、第2ディフェンスラインとして、当社の安全衛生統括部門が当該事業所とは別に第三者の視点で現場確認を行います。

災害発生日から1週間以内、1ヵ月後、6ヵ月後と計3回の現場確認を行い、実施された対策が有効か、対策がしっかりと定着しているなどを検証します。さらに、他事業所で実施された好事例を取り入れができるなど、広範囲な知見に基づいた対策ができる取組みになっています。また災害の原因分析と対策立案を合理的に進める方法の指導、法的規制の解説や外部機関による教育受講をアドバイスすることなどにより、当該事業所の災害対策活動を支援しました。これらの結果、当該事業所の再発防止を確たるものにしています。

災害発生事業所の訪問率

